

第21期第13回北海道内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時

令和5年5月25日（木曜日）14時00分

2 開催場所

札幌市中央区北4条西6丁目 ポールスター札幌 4階 ライラック

3 出席委員

会長 野川秀樹、副会長 福士國治、委員 鈴木和博、委員 小川勝士、
委員 佐々木昇、委員 渡邊哲也、委員 毛利元紀、委員 大井 昇、
委員 牧野良彦、委員 山口俊介、委員 木村直哉、委員 杉若圭一、
委員 斉藤裕美、委員 清水宗敬、委員 井尻成保、委員 古谷直樹、
委員 松田有宏

（出席17名）

4 議事録署名委員

福士國治、鈴木和博

5 事務局

事務局長 荒井弘志

6 臨席者

水産林務部水産局漁業管理課	サケマス内水面担当課長	松村 悟
	課長補佐（遊漁内水面）	岡村淳一
	遊漁内水面係長	小川元樹
	主査（内水面）	小川春人
	遊漁内水面係 主事	佐藤往志
地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場		
	内水面資源部長	楠田 聡
	研究主幹	安藤大成

7 議事事項

議案第1号 北海道内水面漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）
について（答申）

8 報告事項

(1) 漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準について

9 議事内容

(事務局)

ただ今から、第21期第13回北海道内水面漁場管理委員会を開催いたします。
開会にあたり、野川会長からご挨拶申し上げます。

[会長挨拶]

(野川会長)

委員会の開催にあたり一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、何かとお忙しい中、本日の委員会にご出席いただきありがとうございます。また、北海道水産林務部漁業管理課の松村サケマス・内水面担当課長をはじめ漁業管理課の皆様や、さけます内水面水産試験場からもご臨席いただいております。ご隣席にお礼申し上げますとともに委員会の審議につきまして、ご指導ご助言をいただきますようよろしくお願いいたします。

本日の委員会でございますけれども、前回の委員会で北海道知事から漁場計画の諮問がありました。諮問を受けまして委員会として4月12日から約1カ月、道内各地で公聴会を開催してまいりました。その結果についてご報告申し上げて答申の内容について審議いただくこととしております。

このほか報告事項1件を予定しておりますので、委員の皆様には、よろしくご審議のほど申し上げまして、簡単ではございますが開催にあたっての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、北海道水産林務部を代表しまして、漁業管理課の松村サケマス・内水面担当課長からご挨拶をお願いします。

[来賓挨拶]

(北海道 松村サケマス・内水面担当課長)

サケマス・内水面担当課長の松村です。皆様には大変お世話になっております。野川会長はじめ、委員の皆様におかれましては、日頃から本道水産行政の推進にあたり、深いご理解と多大なご協力をいただいておりますことに対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

今年3月に諮問いたしました北海道内水面漁場計画につきまして、今月半ばまで、全道各地において公聴会が開催されたところがございます。道としても全て立会いたしました。計画を支持するご意見をいただけていると感じているところです。本日は、その公聴会を経た上で諮問に対する答申について審議いただけると伺っています。また、その他事項として、道が作成する免許すべき者の審査基準についてご報告いたしますので、慎重なご審議についてよろしくお願いいたします。

本日の答申により、漁場計画が策定、公示されることとなれば、来月上旬には、共同漁業権の申請が始まる予定です。今後も滞りなく手続を進めて参りたいと考えていますので、引き続き委員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

松村課長、ありがとうございます。この後の議事進行は、野川会長にお願いします。

〔議事〕

(野川会長)

それでは、最初に出席委員の人数報告をいたします。

本日は、委員定数18名中、欠席委員1名で17名の委員に出席していただいておりますので、委員会は成立していることを報告させていただきます。

次に議事録署名委員を私の方から指名させていただきます。

本日は、福土委員と鈴木委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入ります。

議案第1号の「北海道内水面漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）に係る答申について」を上程します。前回の委員会、挨拶の中でも申し上げましたけども、知事から委員会に漁場計画の諮問があった場合には、漁業法上の必要な手続きとして、委員会は公聴会を開催して利害関係者の意見を聴かなければならないとされております。このため、4月中旬から5月上旬にかけて全道11地区で公聴会を開催したところです。最初に事務局からこの公聴会の開催結果について説明いたします。

(事務局)

資料1-2をご覧ください。この資料は、4月13日から5月12日までの間、全道計11地区で開催しました公聴会の開催結果をまとめた資料でございます。資料の3ページの終わりに記載しておりますが、公聴会に参加した人数は105名、意見の総数は26件となっております。会場ごとの参加人数は、檜山渡島地区と日高地区が少なく2名、多いところはオホーツク地区の31名となっております。各地区の公聴会で発言された意見は、表の右欄の「主な意見」に記載しております。現在、免許されている内容をそのまま漁場計画にしていることから主な意見を見ていただければおわかりのとおり、原案どおり漁

場計画を設定してもらいたいという意見ばかりでございます。また、石狩や十勝、上川地区では、漁業権が市町村の観光振興に大きな役割を担っており、そちらの面からも漁場計画の設定を望む意見がありました。

公聴会の開催結果については、以上でございます。

(会 長)

事務局から漁場計画に係る公聴会での意見聴取の概要と公聴会で出された意見などについての説明がありました。私も座長として9会場に出席しましたが、現在の免許内容を継続する漁場計画のため、否定的な意見は一切なく原案のとおり漁場計画を設定していただきという意見が大勢であったことを報告させていただきます。続きまして、委員会の開催前に小委員会を開催して答申の内容について協議しました。杉若委員長から小委員会の開催結果を報告していただきます。

(杉若小委員長)

小委員会では、全道11カ所で開催された公聴会の結果を元に協議を行いました。特段、意見はございませんでした。諮問の内容は妥当であるという結論になりましたので報告します。

(会 長)

ありがとうございます。

資料1-1の漁場計画につきましては、これまで何度か説明を受けてますし、また、委員会としても了承した計画でもございますので説明は省略させていただきます。ただ今、事務局から公聴会の開催結果、杉若小委員長から小委員会の協議結果についてご説明しました。何かご質問等がありましたらご発言願います。

(大井??委員)

資料1-2の3ページ、上内共第1号の主な意見についてお伺いしたい。この意見は、町の方から出た意見なのかそれとも漁業協同組合の方から出た意見なのでしょう。

(杉若小委員長)

朱鞠内淡水漁業協同組合と幌加内町から出た意見です。

(井尻委員)

確認させていただきたいのですが、遊漁者がたくさん来て雇用を創出していることから漁業権を設定してほしいという目的といいますか意見は問題ないのでしょうか。

(漁業管理課 小川主査)

公聴会は、自由に意見を述べることができる場ということを前提に開催されています。
漁業権は、地域で活用することによって地域に貢献するのは当然であり、観光振興なくとも地域振興に貢献するものと考えていますので問題はないと考えております。

(井尻委員)

漁業権を設定して、その結果、地域振興にもつながるといった意見だということを理解しました。

(会 長)

他にご質問はございませんか。

[ありません]

(会 長)

ご質問がないようでございますので、議案第1号につきましては、公聴会で出された意見の結果や小委員会でも特段の意見はなかったということ踏まえて、諮問のとおりの内容で委員会から道に答申することでご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

(会 長)

それでは、そのとおり決定し、本日付けで知事に答申することといたします。
続きまして、報告事項(1)の「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準について」漁業管理課から説明をお願いします。

[漁業管理課説明]

(漁業管理課 小川主査)

漁業管理課の小川です。私の方から「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許すべき者の審査基準について」説明させていただきます。資料2をご覧ください。令和2年12月1日付けで施行された改正後の漁業法では、漁業権の免許に当たっての優先順位制度が見直されました。これまでは、同一漁業権について、適格性を有する者からの免許の申請が複数あるときは、漁業法に免許の優先順位が定められており、これに基づき免許する者を決定しておりましたが、改正後の漁業法では、この優先順位が廃止され、「免許を受けている漁場を適切かつ有効に活用している漁業者」に免許し、適切かつ有効に活用している漁業者がいない場合は、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許することになりました。令和4年4月14日に発出された水産庁の技術的助言では、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を判断するための審査基準をあ

らかじめ定めることとされていることから、道では、この審査基準の作成を進めており、お配りした「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（共同漁業及び区画漁業）（案）」を作成したものであり、内水面においては、今次切替でこの審査基準により適用が想定される申請は、ほぼ想定される申請はありませんが、国のガイドライン等で作成すべきとされるものです。以上で説明を終わります。

（会 長）

ただ今、漁業管理課から審査基準の説明がありましたが、この内容について何かご質問等ございましたら発言をお願いします。

（井尻委員）

一つの区画漁業権に対して複数の団体が申請すると、どのような状況になるのですか。

（漁業管理課 小川主査）

海面・内水面共通ですが、個別の漁業権が設定された漁業権に2以上の申請があった場合は、どちらに免許するか決めなければならないので、そのための基準が必要です。また、既存の漁業者がきちんと利用している類似漁業権として設定した漁業権に、2以上の申請があった場合もどちらに免許するか決めなければならないので、この基準をもって判断することになります。今次の漁業権ではそういったことは想定されないと考えております。

（会 長）

他にご質問はありませんでしょうか。

〔ありません〕

（会 長）

他に質問がないようでございますので、報告事項の「審査基準」については、これで終わります。その他で委員の皆様から何かございますか。

（小川委員）

前回の委員会でもお話をいただいたヤマベの件です。北海道産と本州産との交雑により、遺伝的に途絶える可能性があるのではないかということで、サクラマス漁業資源へ影響が懸念されています。渡島管内の業界でこの話がでまして、実態は周知されていません。すぐにではなくあとから問題がでてくる可能性があります。漁業者は全くこのことがわかっていないので、道の方をお願いしたいのは、道として検討に入っていただきたい。できれば、委員会の中でこのことの対応等についてお話していただく機会があればと思

っていますが、その辺をお聞きしたい。

(会長)

行政の方から何かございますか。

(漁業管理課 松村担当課長)

前回の委員会でもお話があり、今、こういう状態にあるというご提言ですので、水産試験場と協議し、影響がありそうだとすれば検討していかなければならないと思っています。現状を把握しながら、それが全道の河川なのか遊楽部川だけなのか、調査の方法も含めて検討していかなければならないので内水面水産試験場に相談させていただきたいと思っています。内水試さんの方から何かございますか。

(内水試 楠田部長)

この件については、文献の情報について安藤研究主幹が整理したのがありますのでその概要について説明します。

(内水試 安藤研究主幹)

文献の情報については、道庁と小川委員にも提供させていただいたのですが、関東ヤマベを放流して在来のサクラマスと交配して適用度が下がるといいますが、例えば海に下がる比率が少なくなってしまうとかそういった懸念が文献で発表されています。公的機関がやっているのではなく、なかなか実態がつかめない部分もあります。文献は提供させてもらったところです。

(内水試 楠田部長)

現状では、そういうことで情報提供しましたが、この委員会の中でも関東ヤマベではないのですが、過去に地域振興ということでアマゴの移植放流した事例について紹介しました。その結果、湖の中で再生産したアマゴと海面からそ上してきたサクラマスが交雑し、その流域の中に交雑種が分布する現象を紹介しました。それしだい海面のサクラマス資源や漁業種に与えるインパクトについては、明確になっていないのが現状です。海に降りてサクラマスになる、北海道のヤマベが川にとどまるヤマベに変わってしまうという懸念があるということについては、本日紹介したとおりでございます。

(会長)

ただ今、行政とさけます内水試から情報提供がありましたけれども、実態としては正確に押さえていないということなので、まず、実態がどうなっているのか・・・

はいどうぞ

(大井委員)

この論文は、ヤマベを放流して資源を守るという非常にセンセーショナルな内容です。前回も質問がありましたけれど、この研究がどの程度確かなのか、今、会長が言われようとしていたのでしょうか、もう少し精査して本当にこうなのか、研究の中にはヤマベの生息にはダムが影響を与えているのではないかということも書いてあります。在来種を放流するなどスパッと一刀両断で書いていますけども、内水試も関わっているので、道庁も把握しているのでしょうか、これを精査してもらいたい。私たちはヤマベを放流してヤマベが増えているという実感があるのですが、そうではないという話もあります。大きな川ではどうなんだということも書いています。詳しく精査して、また新たにこの場でお話を聴きたいなと思っています。

(会 長)

私の方からの話が途中になりましたけれども、まずは実態がどうなっているのかということ、課長からお話がありましたように少し把握していただき、あまり時間がたたないうちに委員会で報告してもらい、必要があれば専門家を招いて勉強会を開催することも必要かもしれません。いずれにしても、今のところ実態がよく分かっていないということもありますので、まずは実態を把握してもらい、その上で次の議論につなげて行くというようにしたいと思います。

他に何かご意見等はございませんか。

[ありません]

(会 長)

ないようですので、これで本日の委員会は終了します。ご苦労様でした。